

## 青森県国民健康保険運営方針（令和3年2月改定）【抜粋】

## 第2章 国民健康保険事業費納付金及び保険料の標準的な算定方法に関する事項

## 2 保険料水準の統一についての方向性

平成30年度から都道府県単位化された国民健康保険制度においては、これまでの市町村における被保険者相互の支え合いの仕組みに、県内の市町村相互の支え合いの仕組みが加わることにより、県全体で負担を分かち合うこととなった。

上記の仕組みの趣旨に鑑みれば、県内のどの市町村に居住していても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、県全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図ることが望ましいと考えられる。

このような考え方の下、本県における市町村ごとの保険料率の差異を少しずつでも解消していく観点から、まずは各市町村における保険料の算定方式の統一を目指すこととし、令和7年度までに3方式となるようにする。

## 4 標準保険料率

## (2) 市町村標準保険料率

市町村標準保険料率は、標準的な住民負担の「見える化」を図るために、県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示す数値であり、県が定める算定基準により算定する。本県の市町村標準保険料率は、納付金と同様に、県内において最も多くの被保険者が適用を受けている3方式により算定することとする。

## 5 市町村標準保険料率の算定

## (1) 市町村保険料率の算定における応能・応益割合

応益部分については、市町村が従来の政令で規定された標準割合を参考に保険料率を設定してきた経緯を踏まえ、均等割と平等割を「70：30」に設定して市町村標準保険料率を算定する。

※応益部分・・・均等割・平等割

※政令・・・国民健康保険法施行令